

福岡県医第536号(地)
平成19年 6月29日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義 武
(公印省略)

がん診療連携拠点病院の指定の推薦について

がん診療連携拠点病院の指定につきましては、毎年10月末までに都道府県より厚生労働省に推薦意見書を提出し、厚生労働省で審査の上、指定する手順となっております。

しかし、今年度は、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」(以下「整備指針」という。)の見直しが8月末頃に予定されているとの情報がある一方で、10月末の提出期限の変更はないようなので、推薦に係る意見書の作成期間が非常に短くなることが予測されます。

そこで、がん診療連携拠点病院の指定について検討されている病院につきましては、福岡県保健福祉部健康対策課へ連絡するとともに、現在の整備指針を参考に事前準備を進めるよう、福岡県病院協会、福岡県施設病院協会等を通じて、別紙のとおり各病院へ周知した旨、福岡県保健福祉部健康対策課より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



「公印省略」

19 健第1079号

平成19年6月25日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部健康対策課長
(保健事業係)

がん診療連携拠点病院の指定の推薦について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、御理解・御協力を賜り、感謝いたします。

さて、標記につきましては、都道府県より厚生労働省に対し毎年10月末までに推薦意見書を提出し、厚生労働省で審査の上、指定する手順となっているところです。

しかし、今年度は「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」(以下「整備指針」という。)の見直しが8月末頃に予定されているとの情報があり、一方で、10月末の提出期限の方針は変更ないようですので、推薦に係る意見書の作成準備期間が非常に短くなることが予測されます。

つきましては、福岡県病院協会、福岡県私設病院協会等を通して、別紙のとおり各病院に周知しておりますので、お知らせいたします。

福岡県保健福祉部健康対策課保健事業係

担当 : 櫻木 岩永

TEL : 092-643-3270

FAX : 092-643-3271

E-mail : iwanaga-k8799@pref.fukuoka.lg.jp



「公印省略」

19 健第 1079 号
平成 19 年 6 月 25 日

各病院長 殿

福岡県保健福祉部健康対策課長
(保 健 事 業 係)

がん診療連携拠点病院の指定の推薦について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、御理解・御協力を賜り、感謝いたします。

さて、標記につきましては、都道府県より厚生労働省に対し毎年 10 月末までに推薦意見書を提出し、厚生労働省で審査の上、指定する手順となっているところです。

しかし、今年度は「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（以下「整備指針」という。）の見直しが 8 月末頃に予定されているとの情報があり、一方で、10 月末の提出期限の方針は変更ないようですので、推薦に係る意見書の作成準備期間が非常に短くなることが予測されます。

つきましては、がん診療連携拠点病院の指定について検討されている病院につきましては、当課へ連絡をお取りいただくとともに、現在の整備指針を参考に事前準備を進めていただくようお願い申し上げます。

(参考)

がん診療連携拠点病院の整備に関する指針

アドレス：<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/02/tp0201-2.html>

福岡県保健福祉部健康対策課保健事業係

担当： 櫻木 岩永

TEL：092-643-3270

FAX：092-643-3271

E-mail：iwanaga-k8799@pref.fukuoka.lg.jp

健 発 第 0 2 0 1 0 0 4 号
平 成 1 8 年 2 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



がん診療連携拠点病院の整備について

我が国のがん対策については、平成16年度から開始された「第3次対がん10か年総合戦略」に基づき、各種の施策を積極的に推進しているところである。

「第3次対がん10か年総合戦略」においては、全国どこでも質の高いがん医療を受けることができるようがん医療の「均てん化」を図ることを戦略目標として掲げており、平成16年9月に厚生労働大臣の懇談会として「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」を設置し、がん医療の地域格差の要因などについて検討が行われ、昨年4月にその具体的な是正方策について提言をいただいたところである。

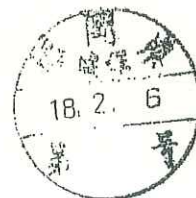
この検討会からの提言を踏まえ、がん医療水準の均てん化の実現に向け、地域がん診療拠点病院の機能の充実強化や診療連携体制の確保などを推進するため、昨年7月に「地域がん診療拠点病院のあり方検討会」を設置し、指定要件の見直し等について検討を進めてきたが、今般、別添のとおり「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（以下、「指針」という。）を定めたので通知する。

各都道府県におかれては、地域における連携を図りつつ、質の高いがん医療を受けることができる体制を確保するという観点から、別添の指針に基づき、速やかに整備が行われるよう、その推薦にあたり特段の配慮をお願いする。

また、指針のVに規定するがん診療連携拠点病院の推薦様式等については、別途通知するので留意されたい。

なお、がん診療連携拠点病院の整備は、医療計画におけるがん対策に基づき、その推進を図るものであることから、現在改正を予定している医療法における医療計画制度の見直しを踏まえ、改正法の施行（19年度予定）に併せてがん診療連携拠点病院の整備のあり方について、必要な見直しを行うことを予定していることを申し添える。

おって、平成13年8月30日健発第865号厚生労働省健康局長通知は、本通知の施行日をもって廃止する。



又は施設間連携によって対応できる体制を有すること。

(注) セカンドオピニオンとは、診断や治療方法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。

④ 緩和医療の提供体制

ア 医師、看護師、医療心理に携わる者等を含めたチームによる緩和医療の提供体制を整備すること。ただし、当該提供体制には、一般病棟におけるチーム医療の一部として緩和医療を提供できる体制を含むこととする。また、当該チームによる緩和医療が、対象患者が退院した後も必要に応じて外来等において継続され得る体制を整備すること。

イ 地域において、かかりつけ医を中心とした緩和医療の提供体制を整備すること。

ウ かかりつけ医とともに地域がん診療連携拠点病院内外で共同診療を行い、早い段階から緩和医療の導入に努めること。

エ かかりつけ医の協力・連携を得て、退院後の緩和医療計画を含めた退院計画を立てること。

⑤ 地域の医療機関への診療支援や病病連携・病診連携の体制

ア 地域の医療機関からの紹介患者の受け入れ、及び患者の状態に適した地域の医療機関への逆紹介を行うこと。

イ 地域がん診療連携拠点病院内外の医師が相互に症例相談・診断依頼等（病理診断、画像診断、抗がん剤や手術適応等に関する相談を含む）を行う連携体制を整備すること。

ウ 地域の医療機関の求めに応じて、がん患者に対する共同診療計画の作成等に関する支援を行うこと。

エ 地域連携クリティカルパスの整備が望ましい。

(注) 地域連携クリティカルパスとは、地域内で各医療機関が共有する、各患者に対する治療開始から終了までの全体的な治療計画（急性期病院から回復期病院を経て自宅に帰り、かかりつけ医にかかるような診療計画であり、医療連携体制に基づく地域完結型医療を具体的に実現するもの）をいう。

(2) 診療従事者

① 専門的ながん医療に携わる医師の配置

ア 抗がん剤治療に関する専門的知識を有する医師が1人以上配置されているか、又は他の医療機関から協力を得られる体制が確保されていること。

イ 病理診断医が1人以上配置されているか、又は他の医療機関から協力を得られる体制が確保されていること。

ウ 放射線診断・治療に関する専門的知識を有する医師が1人以上配置されているか、又は他の医療機関から協力を得られる体制が確保されていること。

② 専門的ながん医療に携わるコメディカルスタッフの配置

ア がん薬物療法に精通した薬剤師が1人以上配置されていることが望ましい。

イ がん化学療法看護等がんの専門看護に精通した看護師が1人以上配置され

等)を設置すること。

① 当該部門に専任者が1人以上配置されていること。

② 当該部門は、地域がん診療連携拠点病院内外の医療従事者の協力を得て、当該拠点病院内外の患者、家族及び地域の医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。

(注) 上記機能を有すれば、各医療機関において当該部門の名称を設定しても差し支えない。

<相談支援センターの業務>

ア 各がんの病態、標準的治療法等がん診療に係る一般的な医療情報の提供

イ 地域の医療機関や医療従事者に関する情報の収集、紹介

(ア) 医療機関の診療機能、入院・外来の待ち時間、訪問看護を提供した患者数等

(イ) 医療従事者の専門とする分野、経歴、発表論文、医師あたり紹介患者数等

ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介

エ 患者の療養上の相談

オ 患者、地域の医療機関、かかりつけ医（特に紹介元・紹介先の医師）等を対象とした意識調査

カ 各地域における、かかりつけ医等各医療機関との連携事例に関する情報の収集、紹介

キ アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談

ク その他、相談支援に関すること

(注) 相談支援センターの業務については、積極的に広報すること。

(2) 我が国に多いがん以外のがん（膵がん、子宮がん、前立腺がん、頭頸部がん、食道がん、膀胱がん、腎がん、小児がん、造血器腫瘍等）について、集学的治療及び各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療並びに応用治療を行っている場合は、その疾患名等を広報すること。

(3) 臨床研究等を行っている場合は、下記を実施すること。

① 公的並びに私的研究費に基づく進行中の臨床研究及び、過去の臨床研究の成果を広報すること。

② 参加中の治験がある場合、その対象疾患名及び薬剤名等を広報することが望ましい。

(4) 別途定める標準登録様式に基づく院内がん登録を実施すること。また、当該院内がん登録を活用することにより、都道府県が行う地域がん登録事業に積極的に協力すること。

2 指定の推薦手続き等について

- (1) 都道府県は、Iの1に基づく指定の推薦にあたっては、推薦意見書を添付の上、毎年10月末までに別途定める「新規指定推薦書」を厚生労働大臣あて提出すること。

また、地域がん診療連携拠点病院を都道府県がん診療連携拠点病院へ指定換えする場合も、同様の手続きとする。

- (2) がん診療連携拠点病院は、指定後2年を経過する日の前年の10月末までに別途定める「現況報告書」を都道府県を経由の上、厚生労働大臣に提出すること。

3 指定の更新について

- (1) Iの1の指定は、4年ごとにその更新を受けなければ、その期間（以下、指定の有効期間」という。）の経過によって、その効力を失う。
- (2) (1)又は(4)の更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- (3) (2)の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- (4) 都道府県は、がん診療連携拠点病院の指定の更新を推薦する場合は、指定の有効期間の満了する日の前年の10月末までに推薦意見書を添付の上、別途定める「指定更新推薦書」を厚生労働大臣あて提出すること。

なお、既指定病院を平成20年4月1日以降、引き続き地域がん診療連携拠点病院として指定する場合は、前述に関わらず平成19年10月末までに推薦意見書を添付の上、別途定める「指定更新推薦書」を厚生労働大臣あて提出すること。

4 指針の見直しについて

本指針は、がん診療連携拠点病院の整備状況並びにがん医療水準の改善状況等を踏まえ、必要があると認めるときは、これを見直すこととする。

5 施行期日

本指針は、平成18年4月1日から施行する。